

議案第50号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例（昭和34年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「7月」を「6月」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成31年度に逗子市国民健康保険料普通徴収の納期を変更するに当たり、改正の要あるため提案する。